

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社吉信工務店
代表者及び住所 大阪府交野市郡津1-55-14
代表取締役 吉信 勝
2. 指名停止措置期間 : 令和4年5月24日から令和4年8月1日まで(10週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社吉信工務店は、令和4年2月25日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の監督処分を受けた。
①兵庫県内の民間発注の工事において、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額を超えて、発注者から直接その建設工事を請け負った特定建設業者以外の建設業を営む者と下請契約を締結したとして、7日間の営業停止処分。
②大阪市内及び交野市内の民間発注の工事においては、建設業法第26条第3項の規定に違反して、営業所における専任の技術者を、専任を要する監理技術者として工事現場に配置し、枚方市内の民間発注の工事においては、建設業法第26条第3項の規定に違反して、工期の重複する別工事に配置している主任技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置したことによる、指示処分。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社吉信工務店が、建設業許可部局より7日間の営業停止処分及び指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止10週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 道岡建設工業株式会社
代表者及び住所 大阪府堺市堺区石津町1-3-15-201
代表取締役 道岡 栄一
2. 指名停止措置期間 : 令和4年5月24日から令和4年7月23日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 道岡建設工業株式会社は、大阪市内の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構発注の工事において、建設業法第22条第1項及び同法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反したため、令和4年4月1日に建設業許可部局(大阪府)より25日間の営業停止処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 道岡建設工業株式会社が、建設業許可部局より25日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)